

令和4年2月定例総会

令和4年2月4日開催

議 事 録

土佐清水市 農業委員会

令和4年度第9回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年2月4日(金) 午後15時～15時45分
2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一会議室
3. 出席委員 (13人)

会長	1番 上野 貴生
農業委員	2番 野老山卓男
	3番 尾崎 和代
	4番 池田 克彦
	5番 岡崎 直正

農地利用最適化推進委員

1番 安田 泰平
2番 弘田 好希
3番 田邊 昌一
4番 池 俊伸
5番 上野 清吉
6番 坂本 直幸
7番 宮上 昌三
8番 岡田 弘重

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について

議案第2号 その他の件について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長	和泉 政彦
事務局係長兼農林水産課長補佐	岡田 哲治
事務局員	田邊 元寛
農林水産課農業係	畦地 莉人

議長

(上野会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、2月定例総会
を開会致します。

それでは議事に移ります。本日の議題は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について

議案第2号 その他の件について

以上の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として

3番 尾崎委員

5番 岡崎委員 の2人を指名致します。

それでは議事に移ります。

発言の際には挙手のうえ、氏名を受けてから発言をお願いし
ます。

それでは、

事務局
(岡田)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議についての審議をおこないます。担当者の説明を求めます。

1 ページ目をご覧ください。

申請者は記載のとおりです。土地についてですが、5筆ありまして所在については記載のとおりです。地目については全て、登記簿、現況ともに田となっております。面積の合計は5923 m²となります。

土地の利用状況ですが、現在所有している畑が496 m²、今回申請する3条の面積が5923 m²で合計が7913.11 m²となります。農作業従事日数、農機具の保有台数が記載のとおりです。

2 ページ目をご覧ください。

今説明した5筆の位置図で、3、4ページ目がその現地写真になります。

5ページ目からが重要になってきますので詳細を説明してまいります。譲受人の農地活用状況について一覧表を作成しました。色分けをしておりますが、青色の所をご覧ください。

登記上は田畑となっておりますが、現況でいいますと山林、原野となっております、既に荒廃が進んでいる状況です。耕作できるのに荒らしているわけではない農地は青で色付けさせてもらっています。今回問題になるのが赤で色付けさせてもらっている部分でございます。三崎に6筆、益野に1筆ございます。自己申請では草場となっておりますが、農地法3条の基準でいいますと、「権利を取得しようとする者が、取得後に農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合」という部分で今持っている農地を荒らしているのではないかという議論しなければいけない部分になります。その草場の現況写真が6ページのとおりです。田邊から現場の詳細を説明します。

現場を見た感想としては年1回草刈りしているような状態ではなかったように感じます。

7ページ目をご覧ください。

農地法第3条調書を作成しました。土佐清水市農業委員会

の判断を決定しないといけないので、この調書の第1号と第6号を農業委員会で協議していただきたいと思います。1号（全部効率利用）については所有している農地に耕作放棄地はないかどうかの判断、先ほど説明した三崎、益野の草場についての協議です。6号（転貸禁止）については、自らが耕作せず、自らが代表である集落営農組織かすことは転貸に該当するのではないのかの協議をしていただきたいと思います。8ページに農地法第3条についてより詳しく記載しておりますので参考にして協議してください。よろしくお願い致します。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より説明があればお願いします。

弘田委員

今回譲渡、譲受する農地の現地確認をしてきましたがキレイに作られていました。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりましたが、本日の議案はこの1件のみとなっておりますので、農業委員会として

の資質向上に向けた取り組みとなるよう、この案件について各委員の意見を順番に聞きたいと思います。

野老山委員

田んぼにできる所は田んぼにしてできない所は地目変更などしてから話だと思えます。

尾崎委員

転貸について個人的な意見ですけど、耕作放棄地になってしまいうくらいであれば地域間で同じものを作っているので転貸をしてもいいのではじゃないかとも感じます。

池田委員

今回の議題については内容が複雑でよくわかりませんでした。

岡崎委員

耕作できる所は耕作する、できないような土地は非農地にしたり、地目の変更をしてから譲渡を受けるべき。

安田委員

耕作放棄地については、15年以上放棄されると非農地証明が出やすいみたいなのがあったと思うので、まず何年くらい

放棄されているかを確認したほうがいいと思います。

転貸についてですが所有者移転なので話が複雑になっていると思うので、貸付でいいのであればもっと単純な話になるのではないかと思います。

弘田委員

私も皆さんと同じ意見です。土地を整理してからまた議案を出していただければいいと思います。

田邊委員

耕作放棄地を整理してからにしたほうがいいと思います。

池委員

一度委員の全員で現地を確認して判断したほうがいいと思います。

上野委員

現地確認してから今度の会議に出していただいたらいいと思います。

坂本委員

今言われたように写真だけではわからないことも多いので、一度現地確認してから判断するようにしたほうがいいと

思います。

宮上委員

草刈り場としている土地ですが、写真を見る限りでは木も生えてきていてしばらく放棄されていると思うので、非農地にするなどの手段をとったほうがいいのではないかと思います。

岡田委員

みんなが言うように一度現地を見てからでないとは判断できないと思います。

議長
(上野会長)

現状、提出されている資料だけ見ると耕作放棄地にも見えます。本人が草場と言うのであれば草を利用しているところを確認したいと思いますね。今出されている資料では判断するのは難しいと思います。

この案件の申請内容では、不十分なため今回の農業委員会での採決を「保留」としてよろしいか、農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は「保留」といたします。

事務局より申請者には、議案の訂正や不備の修正を説明して、再提出等の確認をお願いします。

それでは、次に移ります。

議案第2号 その他の件について

をおこないます。

次回の定例総会は、令和4年3月4日（木）15時から
会場は土佐清水市役所第一会議室にて行います。

その他に何かご意見ございませんか？

ないようでしたら、これをもって12月定例総会を閉会と致します。